

宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付申請書

令和 年 月 日

宇部市長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

電話番号

宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成事業費助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 工事内容等

施 工 場 所	宇部市		
工 事 内 容	☐ 健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事	見積金額 (税抜)	円
	☐ 感震機能内蔵型分電盤取替工事	見積金額 (税抜)	円
対象工事見積金額	【健康・省エネ住宅】金 円 (消費税別)		
対象工事見積金額	【感 震 分 電 盤】 金 円 (消費税別)		
工 事 予 定 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

2 施工業者

施工業者 ①	住 所			
	名 称		電話番号	
工 事 内 容				
対象工事見積金額		金 円 (消費税別)		
施工業者 ②	住 所			
	名 称		電話番号	
工 事 内 容				
対象工事見積金額		金 円 (消費税別)		

3 確認、誓約等

●下記事項を確認、誓約したものについては、☑を入れること。

- ☐ 宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金の申請条件を全て理解した上で申請し、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- ☐ 本助成金の要綱に違反したとき、又は助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき、市長が助成金の交付決定を取り消す必要があると認めたときは、助成金を返還に応じます。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体ではありません。また、今後においても関係を持つ意思はありません。
- ☐ 申請する改修については、宇部市の他の助成等（助成金、補助金などの金銭給付の一切）を受けません。
- ☐ 工事を行うにあたり関係する法令等を遵守して行います。

【添付書類】

- (1) 施工位置図（住宅位置図）
 - (2) リフォーム工事内容が確認できる図面、資料等
 - (3) リフォーム工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
 - (4) リフォーム工事前の状態が確認できる書類（住宅の全景、工事予定箇所がわかる写真等）
 - (5) 対象住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書等）
※建物の所有が親族者の場合、親族関係がわかる書類（戸籍謄本等）
 - (6) 市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書の写し）
 - (7) 施工業者の事業所（本店、支店又は営業所）が市内にあることの書類
（個人事業者の場合は代表者の住民票の写し、法人の場合は登記簿又は法人所在証明書の写し）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- ※ 受付番号は記入しないでください。
- ※ 工事完了報告書は、工事完了後30日以内に提出してください。なお、工事完了後30日以内に令和8年2月28日を迎えるものは、最終報告日は令和8年2月28日となります。（当該日が土日祝日の場合は、その直前の平日）